

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十一号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
職	員	職	員
(略)	(略)	(略)	(略)
調整数		調整数	
(略)		(略)	

別表第一（第三条関係）
職 員
(略) (略)
調整数
(略)

別表第一（第三条関係）
職 員
(略) (略)
調整数
(略)

附 則

この人事委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。